

## 第417回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和5年7月20日(木)午後2時30分開会

2 場 所 市役所401・402会議室

3 出席委員 (総会後、議席番号変更)

1番 富田憲一委員                      2番 江口勘四郎委員                      3番 鈴木萬四郎委員

4番 井上隆市委員                      5番 山川光照委員                      6番 上妻一実委員

7番 後藤敏秀委員                      8番 松田陽一委員                      9番 原田広幸委員

10番 奈良崎洋一委員                      11番 長沼健司委員                      12番 羽島真一委員

13番 吉田敏恵委員                      14番 木村辰也委員                      15番 尾形智代委員

16番 黒田浩次委員

4 欠席委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 仮議席の指定

日程3 議 第1号 農業委員地区担当制について

日程4 議 第2号 農業委員会会長の互選について

日程5 議 第3号 農業委員会会長職務代理者の互選について

日程6 議席の指定について

日程7 議事録署名委員の指名

日程8 議 第4号 農地利用最適化推進委員の委嘱及び担当地区について

日程9 議 第5号 専門委員会委員の指名及び専門委員長、同職務代理者の選任について

日程10 承認第1号 運営委員会委員の指名について

日程11 承認第2号 広報紙編集委員会委員の指名について

6 事務局出席職員

事務局長 伊藤智彦、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 伊藤亜子

## 7 会議の概要

<p>事務局長</p>	<p>本日は任命後初の総会でありますので、議長については、会長が互選されるまでの間、上山市農業委員会総会会議規則第6条第2項の規定により、年長の委員が臨時に職務を行うこととなっております。</p> <p>委員の年長者は、富田憲一委員ですので、富田委員に臨時の議長をお願いし進めていただきます。富田委員よろしくお願いたします。</p>
<p>臨時議長</p>	<p>皆さんご苦労様です。会長が決定するまで臨時の議長を務めさせていただきます。進行についてよろしくご協力くださるようお願い申し上げます。</p> <p>出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。</p>
<p>臨時議長</p>	<p>日程1、諸般の報告であります。事務局長より報告いたします。事務局長。</p>
<p>事務局長</p>	<p>諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和5年7月11日、上山市告示第184号により、令和5年7月20日、第417回上山市農業委員会総会を招集する旨、市長名で告示されました。</p> <p>第2 出席告知について、令和5年7月12日付け農委第161号をもって、第417回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知されました。</p> <p>第3、総会資料の配布について、第417回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。</p> <p>第4、総会出欠席委員数について、委員定数16人、現在出席委員16人となっております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>臨時議長</p>	<p>日程2 仮議席の指定について事務局より説明いたします。事務局長。</p>
<p>事務局長</p>	<p>仮議席の指定については、慣例により年齢順となっております。総会資料2ページをお開き願います。ただいま着席されておりますところが年齢順の席で仮議席となります。</p>
<p>臨時議長</p>	<p>仮議席の指定については、慣例により年齢順の席が仮議席となりますがご異議ございませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
臨時議長	このように仮議席といたします。
臨時議長	日程3、議第1号、農業委員地区担当制について議題といたします。内容について、事務局より説明いたします。事務局長。
事務局長	<p>農業委員地区担当制について説明いたしますので、総会資料3ページをお開き願います。</p> <p>農地利用の最適化推進に向けまして、農業委員会の活動を地域の農業者の皆さんへ情報提供するとともに、農業者等からの意見や相談に対応する等、地域と連携した日常の委員活動を推進する必要があります。本市の面積もかなり広い状況ですので、地区担当を設けて、活動していくことを提案させていただくものです。地区割りについては、第1地区から第5地区とし、担当農業委員をご覧のとおりとするものです。よろしくお願いたします。</p>
臨時議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。
	(なしの声あり)
臨時議長	発言なしと認めます。おはかりいたします。農業委員地区担当制について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
臨時議長	ご異議なしと認めます。原案のとおり決しました。
臨時議長	日程4、議第2号、農業委員会会長の互選について事務局より説明いたします。事務局長。
事務局長	農業委員会会長の互選については、農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により会長は、委員が互選した者をもって充てられておりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。
臨時議長	互選方法について、指名推選もしくは選挙のいずれの方法で選任するかおはかりいたします。

上妻委員挙手

臨時議長 6番 上妻委員

上妻委員 指名推選が良いと思います。

臨時議長 ただ今、6番 上妻委員から会長の互選方法については、指名推選とされたいとの提案がございましたが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、会長の互選については、指名推選の方法によることといたします。  
この際、暫時休憩いたします。

臨時議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
それでは、会長への指名推選をお願いします。

江口委員挙手

臨時議長 2番 江口勘四郎委員

江口委員 会長には、木村辰也委員を推選いたします。

臨時議長 ただ今、2番 江口勘四郎委員から農業委員会会長に木村辰也委員を推選する旨の発言がありました。  
おはかりいたします。木村辰也委員を農業委員会会長とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、木村辰也委員が上山市農業委員会会長に互選されました。  
会長が互選されましたので、これをもって、私の《議長》の職務は終わりました。ご協力ありがとうございました。  
この際、暫時休憩いたします。

《富田臨時議長 降壇 》  
《木村辰也会長 議長席へ着席》

木村会長  
(議長) 休憩前に引き続き会議を開きます。  
会長就任にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。  
《木村辰也会長挨拶》

議長 日程5、議第3号、農業委員会会長職務代理者の互選について事務局より説明いたします。事務局長。

事務局長 農業委員会会長職務代理者の選任については、「農業委員会等に関する法律」第5条第5項の規定により会長が欠けたとき又は事故あるときは、委員が互選した者がその職務を代理するとなっておりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長 選任方法について、指名推選もしくは選挙のいずれの方法で選任するかおはかりいたします。

長沼委員挙手

議長 11番 長沼健司委員

長沼委員 指名推選が良いと思います。

議長 ただ今、11番 長沼健司委員から会長職務代理者の互選方法については、指名推選とされたいとの提案がございましたが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、会長職務代理者の互選については、指名推選の方法によることいたします。  
この際、暫時休憩いたします。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
それでは、会長職務代理者への指名推選をお願いします。

	後藤委員挙手
議長	7番 後藤敏秀委員
後藤委員	会長職務代理者には、原田広幸委員を推選いたします。
議長	ただ今、7番 後藤敏秀委員から農業委員会会長職務代理者に原田広幸委員を推選する旨の発言がありました。 おはかりいたします。原田広幸委員を農業委員会会長職務代理者とすることにご異議ありませんか。  (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原田広幸委員が上山市農業委員会会長職務代理者に互選されました。この際、会長職務代理者に互選されました原田広幸委員より就任のあいさつをお願いします。
原田 会長職務代理者	《原田広幸会長職務代理者挨拶》
日程6 議 席の指定に ついて議長	日程6、議席の指定であります。農業委員会総会会議規則第5条の規定により、議席は「くじ」によって定めます。 議席の決定につきましては、最初に「くじ」順を決める「くじ」を引き、その後に「本くじ」を引くものでありますが、時間短縮のため、ただ今の仮議席順に「くじ」を引いてはどうかと考えます。おはかりいたします。仮議席の順で「くじ」を引くことにご異議ありませんか。  (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。それでは、仮議席の順に「くじ」を引くことといたします。なお、会長は「16番」、同職務代理者は「15番」とし、「くじ」番号の末尾番号を14と定めます。事務局長をして点呼させますので、順に「くじ」を引き、仮議席にお戻り願います。  事務局長が1番富田委員から順に読上げ、くじ引き
議長	ただ今の「くじ」の結果について、事務局長から報告いたします。事務局長。

事務局長 「くじ」の結果につきまして、議席順に報告いたします。  
1番 井上隆市委員、2番 江口勘四郎委員、3番 尾形智代委員、4番 上妻一実委員、5番 羽島真一委員、6番 吉田敏恵委員、7番 黒田浩次委員、8番 富田憲一委員、9番 山川光照委員、10番 奈良崎洋一委員、11番 長沼健司委員、12番 松田陽一委員、13番 鈴木萬四郎委員、14番 後藤敏秀委員、15番 原田広幸委員、16番 木村辰也委員。

議長 ただ今事務局長からの報告のとおり議席を決定します。直ちにご自分の名札を持参し、決定になった議席にご着席ください。  
この際、暫時休憩いたします。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
日程7、議事録署名委員の指名であります。上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、1番、井上隆市委員、8番、富田憲一委員を指名いたします。

議長 日程8、議第4号農地利用最適化推進委員の委嘱及び担当地区について議題といたします。内容について、事務局より説明いたします。事務局長。

事務局長 農地利用最適化推進委員の委嘱及び担当地区について説明いたしますので、総会資料6ページをお開き願います。  
農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律第17条第1項により、農業委員会が委嘱しなければならないことになっており、定数は市の条例で10人と定めております。3月13日から4月12日まで及び4月18日から5月1日まで推薦・公募を受け付け、10人から推薦・応募があり、5月8日にホームページで公表しております。別紙名簿のとおり第1地区から第5地区までの担当地区ごとに2人ずつの10人としております。なお、任期は令和5年7月26日から令和8年7月19日とするものであります。  
よろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。  
  
(なしの声あり)

議長	<p>発言なしと認めます。おはかりいたします。農地利用最適化推進委員の委嘱及び担当地区について原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。</p>
議長	<p>日程9、議第5号、専門委員会委員の指名及び専門委員長・同職務代理者の選任について事務局長から説明をいたします。事務局長。</p>
事務局長	<p>専門委員会委員の指名は、上山市農業委員会規程第3条で農政・農地の両専門委員会とも定数は7人と定めており、委員は会長が総会にはかって指名することとなっております。また、専門委員長の選任は、同規程第3条の2第3項で専門委員で互選し、総会で決定すると定めております。さらに専門委員長が欠けたとき又は事故あるときは、あらかじめ専門委員で互選し、総会で決定された者がその職務を代理すると定めておりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今の説明のとおり、2つの専門委員会委員の選任を行います。会長指名に先立ち、各地区からの選任といたしますが、この際暫時休憩いたします。</p>
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>それでは、各地区から委員の提出がありましたので、事務局長をして報告いたします。事務局長。</p>
事務局長	<p>代わってご報告いたします。</p> <p>農政専門委員会委員には、2番 江口勘四郎委員、12番 松田陽一委員、14番 後藤敏秀委員、6番 吉田敏恵委員、3番 尾形智代委員、10番 奈良崎洋一委員、4番 上妻一実委員</p> <p>次に農地専門委員会委員には、1番 井上隆市委員、8番 富田憲一委員、5番 羽島真一委員、11番 長沼健司委員、7番 黒田浩次委員、9番 山川光照委員、13番 鈴木萬四郎委員に決まりました。以上報告いたします。</p>
議長	<p>おはかりいたします。ただ今、報告ありました農政専門委員会委員7人、</p>

農地専門委員会委員 7 人の会長指名でご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。それでは農政専門委員会委員長、同職務代理者、農地専門委員会委員長、同職務代理者の互選のご協議をお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
各委員会からの報告を事務局長からいたします。事務局長。

事務局長 農政専門委員会は、委員長 1 4 番 後藤敏秀委員、  
同職務代理者は 1 0 番 奈良崎洋一委員  
農地専門委員会は、委員長 1 1 番 長沼健司委員、  
同職務代理者は 1 3 番 鈴木萬四郎委員  
に決まりました。以上報告いたします。

議長 おはかりいたします。  
ただ今報告ありました農政・農地両専門委員会委員長並びに両職務代理者について報告のとおり決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
農政、農地両専門委員長からあいさつをお願いいたします。

《後藤農政専門委員長挨拶》

《長沼農地専門委員長挨拶》

議長 日程 1 0、承認第 1 号、運営委員会委員の指名を行います。  
上山市農業委員会規程第 6 条の規定により定数は、8 人以内となっております。  
また、構成については、会長、会長職務代理者、両専門委員長のほか会長が指名した委員をもって構成すると規定されております。  
会長指名に先立ち、この際暫時休憩いたします。

議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 会長において指名いたします。指名委員の氏名について事務局をして読み上げます。事務局長。
事務局長	それでは、会長が指名する運営委員会委員3人の氏名を読み上げます。 10番 奈良崎洋一委員、13番 鈴木萬四郎委員、1番 井上隆市委員が委員に指名されました。運営委員は7人となります。以上です。
議長	日程11、承認第2号、広報紙編集委員会委員の指名を行います。広報紙編集委員会については、5人で構成するとされております。会長指名に先立ち、この際暫時休憩いたします。
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 会長において指名いたします。指名する広報紙編集委員会委員については、事務局をして読み上げます。事務局長。
事務局長	それでは、会長が指名する5人の広報紙編集委員会委員を読み上げます。 2番 江口勘四郎委員、5番 羽島真一委員、7番 黒田浩次委員、9番 山川光照委員、3番 尾形智代委員が委員に指名されました。
議長	ただ今ご報告いたしました広報紙編集委員会委員のなかで、委員長の互選の協議をお願いします。 この際、暫時休憩いたします。
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 広報紙編集委員会からの報告を事務局長からいたします。事務局長。
事務局長	代わってご報告いたします。 広報紙編集委員会委員長は、9番 山川光照委員に決定いたしました。 以上報告いたします。
議長	最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。  (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものにつ

いては、議長に委任することに決しました。  
以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後2時40分)

議事録署名委員

議事録署名委員